

## 阿波交際交流協会

# 「阿波日本語支援教室」規約

### 第1条 名称 所在地

本会は、「阿波日本語支援教室」と称し、事務局を阿波国際交流協会内に置く。

### 第2条 目的

地域に在住する外国人に日本語習得のための支援を行い、多様な文化の交流を図り、多文化共生社会の実現に寄与する。

### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 地域に在住する外国人に日本語習得の支援を行う。
- 2 地域の文化的行事等に参加し、多様な文化を体験し、住民等と交流を図る。
- 3 日本語習得支援のための研修を行う。
- 4 その他、本会の目的達成のために必要な事業

### 第4条 会員

本会は、第2条の目的に賛同し、役員会の承認を得た者を持って会員とする。

また会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

### 第5条 役員 職務

本会に、次の役員を置く

代表	1名	会を代表し、会務を総括する。
副代表	1名	代表の補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
研修委員長	1名	各種研修の企画立案する。
研修副委員長	1名	研修委員長の補佐をする。
会計	1名	会予算の運営管理をする。
監事	2名	会計を監査する。
事務局長	1名	事務のまとめをする。

### 第6条 役員を選出及び任期

- 1 役員は総会において、会員の中から選出する。

- 2 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 第7条 会議

- 1 代表は、毎年1回の総会、その他必要に応じて臨時総会を招集し、会の議長を務める。
- 2 総会は、会員の2の1以上の出席で成立し、参加者の過半数の合意により議決を得るものとする。
- 3 代表は、必要に応じて役員会を招集する。

## 第8条 研修

- 1 研修委員長は必要に応じて、研修会を開催し、会員の資質の向上を図る。
- 2 外部団体との交流を行い、情報交換を行う。
- 3 地域の文化的行事に参加し、親睦を図る。

## 第9条 経費

- 1 本会の経費は、年会費、事業参加費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充当する。
- 2 会員の年会費は、2,000円とする。

## 第10条 会計年度及び会計監査

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 会計責任者は、会計決算における監査を受け、総会にて報告する。

## 第11条 規約の改廃

本規約の改廃は、総会にて、出席会員の過半数の賛成にて決定する。

## 第12条 本会の解散

本会の解散は、総会にて出席会員の3分の2以上の賛成にて決定する。

## 第13条 補則

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 第14条 設立年月日

本会の設立は、2020(令和2)年4月1日とする。

## 附 則

本規約は、2020(令和2)年4月1日より施行する。